

鈴木内科医院
訪問リハビリテーション
(介護予防リハビリテーション)
契約書

所在地 札幌市清田区清田 4 条 2 丁目 10-25
事業者名 鈴木内科医院
代表者 鈴木 岳
電話番号 (011) 882-2233 FAX (011) 888-2225

利用者（以下「甲」という）と事業者（以下「乙」という）とは、訪問リハビリテーションサービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

- 第1条 乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、甲の心身の機能の維持回復を図ることを目的として訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 乙は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

- 第2条 この契約書の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。但し、上記の契約期間の満了日前に、甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 前項の契約期間の満了日の7日前までに甲から更新拒絶の意思表示がない場合は、同一の内容で自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとしします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間の満了日の翌日から更新後の要介護（支援）認定有効期間の満了日とします。

（運営規定の概要）

- 第3条 乙の運営規定の概要（事業の目的、職員の体制、訪問リハビリテーションサービス内容等）は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問リハビリテーション計画の作成・変更）

- 第4条 乙は、診療又は運動機能検査等の結果をもとに、甲の心身の状況、その置かれている環境および希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。
- 2 訪問リハビリテーション計画には、リハビリテーションの目標や目標達成のための具体的なサービス内容を記載します。
- 3 訪問リハビリテーション計画は、居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成します。
- 4 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に従い、訪問リハビリテーション計画の変更を行います。
- (1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問リハビリテーション計画を変更する必要がある場合
- (2) 甲が訪問リハビリテーションサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

- 5 前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合には、速やかに甲の居宅介護支援業者に連絡するなど必要な援助を行います。
- 6 乙は、訪問リハビリテーション計画を作成し又は変更した際には、これを甲及びその後見人又は家族に対して説明し、その同意を得るものとします。

(担当の理学療法士又は作業療法士)

- 第5条 乙は、担当の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士を定め、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づいてサービスを提供します。
- 2 乙は、担当の理学療法士若しくは作業療法士、言語聴覚士を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。
 - 3 甲は、乙に対し、いつでも担当の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の変更を申し出ることができます。
 - 4 乙は、前項の申出があった場合、第1条に規定する訪問リハビリテーションサービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように担当の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士を変更します。

(訪問リハビリテーションサービスの内容及びその提供)

- 第6条 乙は、担当の理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士を派遣し、契約書別紙サービス内容説明書に記載した内容の訪問リハビリテーションサービスを提供します。
- 2 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。
 - 3 乙は、甲の訪問リハビリテーションサービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければなりません。
 - 4 甲及びその後見人（後見人がいない場合は甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

(居宅介護支援事業者等との連携)

- 第7条 乙は、甲に対して訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密な連携に努めます。

(協力義務)

- 第8条 甲は、乙が甲のため訪問リハビリテーションサービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

(苦情対応)

- 第9条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問リハビリテーションサービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
- 2 乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申し立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取り扱いをすることはできません。
- 3 なお、訪問リハビリテーションサービスを利用にあたり苦情等ありましたらご遠慮なくご連絡ください。

(緊急時の対応)

- 第10条 乙は、現に訪問リハビリテーションサービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

(費用)

- 第11条 乙が提供する訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。
- 2 甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。
- 3 乙は、提供する訪問リハビリテーションサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。
- 4 乙は、乙の通常の事業の実施地域以外にある甲の居宅を訪問して訪問リハビリテーションサービスを行う場合には、前二項に定める費用のほか、それに要した交通費の支払いを甲に請求することができます。
- 5 乙は、前項に定める費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ甲に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得なければなりません。
- 6 乙は、甲が正当な理由もなく訪問リハビリテーションサービスの利用をキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じて、契約書別紙サービス内容説明書に記載したキャンセル料の支払いを求めることができます。
- 7 乙は、訪問リハビリテーションサービスの利用単位毎の利用料及びその他の費用の額を変更しようとする場合は、1カ月前までに甲に対し文書により通知し、変更の申し出を行います。
- 8 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく別紙重要事項説明書及び契約書別紙サービス内容説明書を添付した利用サービス変更合意書を交わします。

(利用負担額の滞納)

- 第12条 甲が正当な理由なく利用者負担額を2月以上滞納した場合は、乙は、30日以上の期間を定めて、利用者負担額金を支払わない場合には、契約を解除する旨の催告をすることができます。
- 2 前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うこととします。
- 3 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。
- 4 乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問リハビリテーションサービスの提供を拒むことはできません。

(秘密保持)

- 第13条 乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。
- 2 乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

(甲の解除権)

- 第14条 甲は、7日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

(乙の解除権)

- 第15条 乙は、甲が法令違反又はサービス提供を阻害する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難になったときは、30日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。
- 2 乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって、主治医、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者、公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

(契約の終了)

- 第16条 次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
- 一 甲が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
 - 二 第2条1項及び2項により、契約期間満了日の7日前までに甲から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
 - 三 甲が第14条により契約を解除したとき。
 - 四 乙が第12条又は第15条により契約を解除したとき。
 - 五 甲が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。

六 甲が死亡したとき。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、訪問リハビリテーションサービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- 3 前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

(利用者代理人)

- 第18条 甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。
- 2 甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

(合意管轄)

- 第19条 この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、管轄の裁判所とすることに合意します。

(協議事項)

- 第20条 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

(虐待防止の措置に関する事項)

- 第21条 乙は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 乙における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に関催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- 3 乙における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 乙において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- 5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

- 第22条 乙は利用者または他の利用者様等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない

2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けします。

(BCPの措置に関する事項)

第23条 災害、感染に備え業務継続方針の策定、定期的な委員会を開き可能な限り、速やかに事業の復旧等に備えます。

この契約の成立を証するため本証2通を作成し、甲乙各署名押印して1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者（甲）

住所 _____

氏名 _____ ④

電話番号 _____

署名代行者

住所 _____

氏名 _____

署名代行の理由

書字困難の為 体調不良の為 手が震える為

目が見えにくい為

その他（ _____ ）

事業者（乙）

所在地 _____ 札幌市清田区清田4条2丁目10-25

事業所名 _____ 鈴木内科訪問リハビリテーション

事業所番号 _____ 0110317328

代表者名 _____ 鈴木 岳 ④